平成２４年（フ）第３３号
奈良県五條市田園４丁目45番地の２
債務者　中村　隆次
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第７２８号
広島市安佐北区白木町大字市川2252番地10
債務者　大﨑　延行
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８８５号
広島市佐伯区五日市中央２丁目11番２―501号
債務者　菖蒲谷　誠
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８９７号
広島市東区戸坂出江１丁目１―14下前田ビル１階居酒屋きみ、住民票上の住所広島市東区戸坂千足２丁目９番14―408号
債務者　竹中　光博
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９０４号
広島市佐伯区藤の木１丁目５番23号
債務者　片岡　憲司
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９２３号
広島県廿日市市宮内347番地
債務者　竹森　雅裕
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９５３号
広島市佐伯区城山１丁目11番３号　Ｂ棟201号
債務者　戸髙　伴敏
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９５４号
広島市佐伯区城山１丁目11番３号　Ｂ棟201号
債務者　戸髙　育美
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９５５号
広島市佐伯区八幡２丁目６番22―503号
債務者　戸髙　瑞希
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０１７号
広島市佐伯区屋代３丁目15番24号
債務者　林　奈津代（旧姓藤村）
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０２０号
広島市南区宇品御幸４丁目８番16号
債務者　川神　哲也
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４４号
山口県長門市東深川1967番地２　安藤ビル405号室
債務者　中村　光子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第２５６号
香川県高松市郷東町５番地14　第２オリエントハイツ402号
債務者　寺地美恵子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第７６号
福岡市早良区干隈５丁目９番４号
債務者　三宅　和夫
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３８６号
福岡市南区老司２丁目６番35―403号
債務者　井手　正治
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１５９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋455番地１　グランディール内橋Ａ棟101号
債務者　山中　義喜
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２７６号
福岡県糟屋郡粕屋町原町１丁目７番32号
債務者　吉本　晃一
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３５４号
福岡市東区西戸崎２丁目１番30―1203号
債務者　芳仲　健司
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部